

表4 開始時の世帯主の学歴（世帯類型別・男女別）

		(N)	中卒	高校中退	高卒	短大卒	大卒	不詳
全地帶	女性	482	53.5%	12.0%	30.7%	1.0%	0.8%	1.9%
	男性	254	46.5%	12.2%	38.2%	0.4%	0.8%	2.0%
	高船出世帶	228	61.4%	11.8%	22.4%	1.8%	0.9%	1.8%
母子世帯	女性	35	54.3%	—	21.9%	31.1%	1.6%	12.5%
	男性	29	62.1%	6.9%	17.2%	2.9%	2.9%	14.3%
	高船出世帶	123	34.1%	14.6%	50.4%	—	0.8%	10.3%
離婚者世帯	女性	—	34.1%	—	14.6%	50.4%	—	—
	男性	—	—	—	—	—	—	—
	離婚者世帯	164	62.5%	18.8%	18.8%	—	—	—
傷病者世帯	女性	1	100.0%	—	—	—	—	—
	男性	15	60.0%	20.0%	20.0%	—	—	—
	傷病者世帯	202	60.1%	12.9%	24.8%	0.5%	1.0%	0.5%
その他の世帯	女性	57	61.4%	12.3%	26.3%	—	—	—
	男性	145	60.0%	13.1%	24.1%	0.7%	1.4%	0.7%
	その他の世帯	77	61.0%	11.1%	24.7%	2.6%	—	—
女性	女性	38	55.3%	15.8%	28.9%	—	—	—
	男性	39	66.7%	7.7%	20.5%	5.1%	—	—

言ふ 開始時の世帯主の学歴(男女別・コード別)

性の65.0%が「中卒」である。この世代では一般的に「短大卒以上」の学歴を有する割合が女性で46.7%，男生で42.3%に達し、「高卒」か「高卒以上」かが学歴を分かつ基準になっている社会状況を踏まえると、本調査対象世帯の学歴構成は、同一世代の平均的なそれと比べて際立って低い。若年層だけではなく中高年齢層でも同一世代との学歴格差がみられる。1936~1945年生まれの世帯主（既婚時60~69歳）でさえ「中卒」の割合（女性82.1%，男性80.0%）は世代全体（女性36.9%，男性32.8%）より2倍以上も多い。年齢が高くなるにつれて世代全体の「中卒」割合が高まるため被保護層との格差は縮まるが、「不詳」の割合が多かった1925年以前生まれの女性を除いて、被保護層はどの世代においても高卒を超える学歴を有する者は少なく、学歴構成が同一世代全体のそれと比べて低いほうに属っている。

このような世帯主個人の性別と出生年による学歴構成の特徴を踏まえると、表4で「母子世帯」の学歴構成が比較的の高かったのは、「母子世帯」の世帯主の平均年齢が開始時32.4歳（妻1）と他の世帯主と比べて10歳以上も若かったためであることが推認される。全体として女性世帯主の学歴構成が男性世帯主と比べて高くみえる結果、「中卒」47人（65.3%）、「高校中退」5人（6.9%）、「高卒」16人（22.2%）、「短大卒」1人（1.4%）、「大卒」0人であった（不詳3人、うち1人が男性）。「中卒」と「高校中退」を合わせると52人（72.2%）の配偶者が高校卒業資格を有しており、世帯主として現れる女性より配偶者として世帯に潜在している女性のほうが学歴構成は低い。その主な理由は、女性世带主の約半数が「母子世帯」であり、配偶者としての女性より年齢が比較的若いことによる。

夫婦の学歴の対応関係をみると、世帯主（夫）が「中卒（高校中退を含む）」である51世帯の配偶者（妻）の学歴は、「中卒（高校中退を含む）」44世帯（86.3%）、「高卒」5世帯（9.8%）であり、同じ学年程度である割合が圧倒的に高い（不詳2世帯）。世帯主（夫）が「高卒」である17世帯の配偶者（妻）の学歴は、「中卒（高校中退を含む）」6世帯（35.3%）、「高卒」10世帯（58.8%）、「短大卒」1世帯（5.9%）と配偶者も高卒である割合が高くなり、同類婚的な学歴の対応関係がみられた。

論結

生活保護統計における世帯類型の定義は、世帯類型ごとに質的異なる基準で判断され整合性がなさいことから、本稿では、統一した基準で世帯にアプローチするため、世帯類型把握では、世帯主個人の状態を基準となるなど、世帯に階層的類型が決まることから、個々の世帯員の状況が把握できないことから、個人に着目したアプローチとして「傷病・障害」と「学歴」から被保護層の特徴を分析した。本稿の調査対象データは、あくまで特定自治体における特定年度の廃止世帯の状況であり、被保護層全体会の特徴を代表するものではない。また、生活保護の受給に至る過程には行政判断が入るため、管

2

276

03

ひとり親世帯の貧困

高い就労率と子育ての困難

図 OECDデータの衝撃とひとり親世帯への注目

OECD（経済協力開発機構）による子どもの貧困率の国際比較データは、経済大國といわれる日本において子どもたちの生きる場が決して豊かであるとはいえない制度をしつづけた。とりわけ、ひとり親世帯の子どもの貧困率の高さは、衝撃的な事実としてさまざまなメディアで報じられた。2000年代中ごろのデータでは、日本のひとり親世帯の貧困率は59%、比較可能なデータが揃うOECD諸国の中第1位という高さであった。しかし、ひとり親世帯の貧困は今に始まった現象ではない。かねてよりひとり親世帯の貧困が深刻な課題を呈していたことは、1952年から実施されている「全国母子世帯等扶助調査」（厚生労働省）からも明白な事実である。しかし、「母子世帯」「父子世帯」というカテゴリー化された世帯構成の生活問題は、「有子世帯」として子育て支援の対象と認識されるよりも、自助努力による就労自立を目指すべき世帯として見なす政策が主流であった。そこでは、子ども生きる姿はどうやられてこなかつた。なぜ、これまでひとり親世帯の貧困は他人事として扱われてきたのか。それは、單にひとり親世帯が少數であることが理由ではない。「離婚＝ハッティ」と名指される風潮のなかで、“自分で選択したことだから自己責任でなんばるべき”という社会の非難しがひとり親世帯に向けられ、自助努力の限界を超えた自労努力を要請されてきたともいえる。女性の労働力率が低い日本で、母子世帯の就労率が戦後一貫して80%台という事実は、その一端の表れといえるだろう。一方、一家の大黒柱になると、世帯主として扶養責任を負うことが標準となる男性像のもと、父子世帯はその存続すら見えないものにされってきた。

経済不況と労働環境の劣化により、子育て世帯の経済状態に深刻な影響がもたらされてきた昨今、ようやく日本においても子どもの貧困の実態をとらえ、教育・福利・医療の保障が目指される機運が生まれている。「子どもの衛園」という視角は、どのような家族形態にあるかによって子どもを分断することなく、発達・成長する存在としての子どもの主体性と可能性を共有する規範をもつていている。

■母子世帯の福祉政策の推移と特徴

母子世帯の福祉を規定する主な法律は、1964年に施行された母子及び寡婦扶助法である。また、特別母子世帯が対象となる遺族年金、主に生別母子世帯を対象とする児童扶助手当制度があり、後者は1961年制定の児童扶助手当法に規定されている。2002年には、これら戦後の政策を再構築する必要があるとして、母子家庭等自立支援対策大綱が制定され、所得保障による支援から就労による自立を促進する政策への転換が提起された。「預約から就労へ」という政策の転換は、どのような性質をもつもの

なのだろうか。

母子及び寡婦扶助法第4条では自立への努力義務が規定されている。誰の努力義務か？母親本人の努力義務である。2002年改訂では、ここに「職業生活」いう1職が追加された「母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と自立に努めなければならない」となった。児童扶養手当には、このような規定はなかったが、2002年一部改正により「児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない」という同様の規定が追加された。児童扶養手当は、子育て世帯を対象とした児童扶養手当の規定に属する制度である。児童扶養手当の目的条項は、「家庭における生活の安定に寄与するとともに、次の社会をになう兒童の健全な育成及び質養の向上に資すること」と規定されており、自立という文言もなければ努力義務も課していない。伝統的家族附評にある母親と母子世帯の母親の立場づけは、制度的に差異化されていくことが明らかである。

さらに、児童扶養手当では「受給権者」が、正当な理由がなくて、求職活動その他の厚生労働省令で定める自立を圖るために活動をしなかつたとき」には、「手当の全部又は一部を支給することができない」という規定が新設された（第14条4項）。そして、受給期間が5年（または手当の支給開始に該当した日の属する月の初日から起算して7年）を超過する場合は、手当額は2分の1に減額されている。2008年から施行されている。2006年度「企画母子世帯等調査」（厚生労働省）によると、母子世帯の年間就労収入は平均11万円。絶対で見ても213万円という低しさであり、これは「子どもものいる世帯」の年収718万円（2006年度国民生活基礎調査）の29.7%の水準である。職労支給額の効果も若しくなく、減額扶養導入には反対の声が多くあがつた。そのため、就労率・求職活動中・障害・疾病により就業困難・子どもが3歳未満の場合等には適用除外にする対応がとられた。しかし、これらに該当せず「就業意欲がない」と見なされた場合には、手当額は半減する措置が実行されている。このように、2002年改訂は自立への努力義務をいつそう強化し、かつ制限的規定を導入する非態とったものである。加えて、生活保護制度の母子別算も2009年4月をもって全廃された。母子別算は、ひとり親であることにより生じる特別な勞作に対応し支給されてきたものですが、一律の加算は、生活保護待遇と一般の母子家庭との世帯間の不公平さを増す方向に「動く」という均衡論を根拠として廃止された。その代替措置として就労履歴を支給するとして、15歳以下の子どものいる世帯には、収入に応じて1万円から6000円が支給されることになった。結果としては賛成は減額となつたうえ、減額や障害等により就労できない場合には代償額は何も用意されていない。

このような政策の変容過程は、政策主体の関心が「子どもの貧困の削減」、言い換えれば「子どもの福祉」にあるのではなく、「母親の自助努力」に向かっているものであることをより鮮明にした。持続する労働需要の停滞や正規雇用の減少のなか、育児を家庭扶助費も乏しく、非正規雇用化の悪循環は母子世帯を直撃している。年々、母子

■父子世帯の福祉政策の推移と特徴

解雇による失業や男性賃金の二極化を進行させている近年の雇用の流動化や雇用形態は、父子世帯の暮らしにも直撃している。父子家庭当社員による経済的支援を求める声が高まり、独自に父子世帯向けの手当を創設する自治体も少數ながら生まれている。なぜ自治体の単独事業なのかといえば、たとえ所賃制限額度に該当しても児童扶養手当は父子世帯を対象としているという制度上の問題がある。そればかりではない。そもそもこれまで父子世帯の福祉を規定する法律ではなく、母子家庭の制度を一部援用する形で推移してきた。

2002年に母子及び寡婦福利法が改正された際、ようやく法律の対象が「母子世帯等」に変更され、この「等」にあたるものとして父子世帯が位置づけられようになつた。

しかし、この法律のなかでは、母子と父子ではかなり異なる位置づけがされている。

つまり、自立への努力義務・母子自立支援員・都道府県等が策定する自立促進計画・母子福祉賞付金・雇用の促進などの系譜は「母子世帯」が対象とされ、「等」の1文字

が付されていない。そのため、法律上父子世帯が対象となるのは、扶養義務の履行・日常生活支援・保育所入所の特別配慮のみである。このような規定のしかたは、母子

世帯には効率による生活を要請する一方、父子世帯には労働問題・経済問題がないものと見なす。結果として、母子・父子双方とともに子育て困難を深めている。

父子世帯は男性世帯主世帯であり、男性は稼働能力を有し、かつ女性よりも一般的には所帯が高いといふが、この法律のなかでは、父の経済状況への関心は払われてこなかつたと思われる。しかしながら、国際的に見ても長時間労働である日本の企

業社会は、残業・出張・単身赴任等を恒常的に組み込み、男性が主体的に子育てを担う生活を保障してこなかつた。日本の廻立支援政策において男性に要請されているのは、子育てへの「参画」であり主婦的な子育ての担い手であることではないことか

らも、男性が親になることの困難は明らかである。男性が養育の主体であることを前提としない社会では、父子世帯を形成することと自体が困難となり、祖父母と同居

ができなければ、児童養護施設に入所させる等「親子分離型の父子家庭」の選択とならざるをえない場合もある。

一方、父子世帯として暮らしていくためには転職を余儀なくされることも多く、その結果、所得水準は下降する。さらには、過渡年金制度では、厚生年金に加入している妻が死にしても、55歳未満の夫は年金の対象外とされている。このような制度設計には、

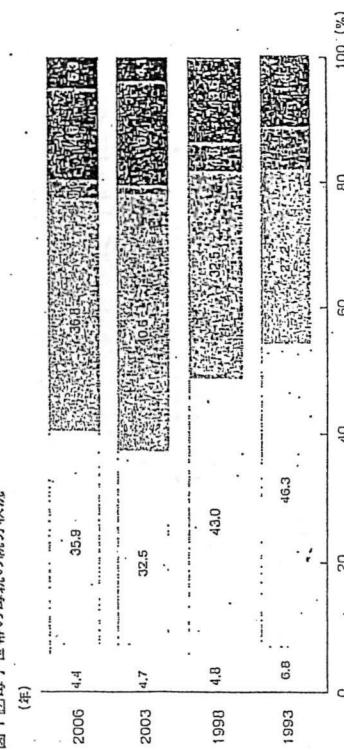
男性が生涯「主要な稼ぎ手」であることを前提とする社会を反映している。

もちろん、父子世帯を排除せず「ひとり親世帯」を対象としてとして自立促進計画を策定している自治体も多い。しかし、父子世帯については生活の実態を把握できるデータすらも乏しく、いままでの研究は見えにくく孤立している。「日本にも父子世

帯がいることを知ってほしい」——父子世帯当事者の切実な声である。

■ひとり親世帯から見た社会のゆくえ
母子世帯への社会的対応が子どもの福祉という観点から整合性をもつていない那美

図1 国母子世帯の母親の就労状況



資料：厚生労働省「全国母子世帯新調査」各年より作成。「派遣」は、2003年以降のみ

するなど、ダブル・ワーク、トリプル・ワークで対処せざるをえない状況も広がつて いる。パート雇用までも求人數が減少し始めるなど、当事者の努力では解消できない社会経済状況があるなか、離婚率に遡っているともどれる母親の自助努力のうえに要請される「自立への努力」。女性の労働賃金が低いことは自明なこととされ、「女性の貧困」も社会問題と見なされなか、日本の母子世帯は差別的ないわきアフリケンバウト（アフリケンバウト）であり続けた。備外園と比べても専業主婦層が多く子どもとともにいる母親層が期間化されてきた日本社会において、ひとたび伝統的家族秩序から離れた母親（とりわけ生別母子世帯の母親）に対する社会の対応は、母であることを容認しないほどに義務化された労働を要請しているのである。多くの母親たちが、「子どもを犠牲にして働いてきた」と苦情をしている。

加えて、親が就業しているかどうかを基準として支給の適否を判断する運用は、明らかに「子どもの福祉」という理念に反する。子どもの障害や疾病・周囲自身の障害や疾病、なかにはドメスティック・バイオレンスによる深刻な心的外傷により就業できない世帯も多い。そもそも就業できない状況にある家庭の現実の旅しさを考えれば、親の就業状況は判断の基準となりえないであろう。

このような政策は、子どもの自助努力を引き出し、子どもの未来を契約している。中卒後、まだ子ども期にあたる年齢での家計補助のためのアルバイト、修学旅行の取りやめ、進学の断念等の事例が各地で報告されている。そのような子どもへのしわ寄せは、貧困の再生産の現実どなつて子どもの未来をも脅かす「重層的な弱窮」を意味する。度重なる制度の縮小と改変は当事者の不安をいっそう強め、慢性的不安の横相を呈している。ある母親は、見通しのつかない将来への不安と鬱鬱をこう語っている。「自分が夢をもてないのに、子どもにも夢をもてとは言えない」と。

・成長・発達の権利と子どもの資本

子どもの権利条約採択20年・批准15年の年に

津田玄但公金道士・日弁蓮子・日利委員会委員

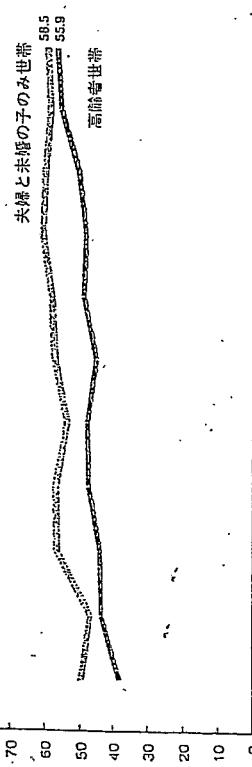


図2 病生活が「苦しい」と感じている割合

は、父子並世の子どもの婚介の削除にも運動しており、日本のひとり親福祉は「子どもの福利」という政策理念を放棄しているかに見える。日本の税制や社会保障制度に対する批判後には問題がある過渡的現象であることが何人もの研究者から指摘され、勤労による貧困の緩和にも限界があるなかで、生活問題を解決する簡便政策なら一金に機能していないのである。その結果、図2のように圧倒

旅館の取扱いにより路上生活を余儀なくされる人々、家庭の解体によりネットカブエで運営されているが、そのような人々の人生の経路を把握している記述が散見される。また日本においても、現にひとり親である世帯は増えつつあるが、ひとり親世帯の経験率でとらえればより高い比率になるだろう。路上やネットカブエにたどりついで

なにかに家族の解体があり、家族の解体により孤立が促進され、さらに貧困化が進む。悲劇環を断ち切る公正な理念をもつた改善策が必要とされる。子どもたちに

ひとり純正派がどのようならしを営んでいるか——それは、その國の子育て環境

参考文献] OECD (2000) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries* 渡辺直美「子どもの貧困を根絶する意志もつた社会への挑戦」教育科学研究会編 第59卷
第15号、2000年5月、pp.1-11.

湯澤直美立教大學コミュニティ福祉學部教授受

「兒童の世紀」20世紀と子どもの権利条約

20世紀は、子どもの権利が確立した「男童の世纪」でした。まず1924年、国際連盟総会の採抲した児童の権利に関するジュネーブ宣言は、「人類が児童に對し最善のもとを與える義務を負うことを認め、次のことを、その義務として宣言し承認する」とし、「児童は、心身とともに、正常な発達をするために、必要な手段を与えられなければならぬ」等5項目を掲げ、これを原形で扱うことを宣言しました。以後子どもの最善の利益という呼称で、子どもに振舞のものを優先で保険する取り組みが純き、国連によつて引き継がれ、国連は1959年その成果を受けて、子どもが最善の利益を具体的に示す子どもの権利宣言書を行いました。さらには1979年を国際児童年と

し、この問題にじたがい子どもの実状を把握し、子どもとの協働を実現する世紀であることが求められています。

國子どもの権利条約に見る貧困子どもの権利
条約27条1項は子どもに対し、「身体的、精神的、道徳的及び社会的な尊遠のための相適な生活水準」を物別として保障しています。世界人権宣言25条1項で、すべての人は、「自己及びその家族のための食糧、衣類、住居及び医療ならびに必要な社会的後削を内容とする健設及び福利のための相當な生活水準」を保障していませんが、子どもについては足りず、さらには子どもは「人格の完全なかつ開拓のとれた発達のためければならないのです。それは、子どもは「人格の完全なかつ開拓のとれた発達のため

じんしんばいほい
急進に進むことになる。やはり、タイにおいて高齢化が深刻で深刻化する可能性がある。たとえば、08年にNESDB(国家経済社会開発計画)の作成した人間開発指標では、「先進開発途上国において出生率の低下が成長を阻む潜在力となる」という考え方(人に対するDividend)と呼ばれる。

しかし出生率の低下はその後高齢化が加速する原因となる。前述の人間開発指数では高齢者人口(65歳以上)比率は2005年には高齢者人口(65歳以上)比率は2005年の7.8%から25%に14.9%、50年には23.3%へと見込まれている。また人々は35歳から減少に転じる。低齢年齢人口が15歳以下から減少に転じるため労働人口が減り、低齢年齢も低下に向かう。労働人口が減り、財富率も低下に向かう。可能性があることに加え、高齢社会の負担(医療や年金)が増加し、経済成長率は抑制される。つまりタイは断続的成長が高まることにはならない。高齢社会に対応する制度が不備なまままで、高齢社会を迎えることは異ならず、「先進開発途上国の高齢化」と捉えられるべきである。

このようないくつかの地域を作った。他方、人口移動も経済社会に影響を及ぼす。タイの人口移動といえは、1950年から70年代かけて農村からバンコクがそのドームでであった。その結果、2000年時点ではバンコクに住む人々の37.3%は他の隣で生まれた人々から構成されている。都市への人口移動は続いているが、都市人口の比率は1950年の16.5%から75年に23.8%、2005年には32.3%へとアシした。今後もこの傾向が続く見込みで、国連の人口推計では2025年に42.2%、50年には60.0%になる。ただし、1990年に既からバンコクは人口の受け入れ地から出し手に転じており、現在はバンコク周辺の県や地方への人口が過く見込みで、都市では出生率が低いものの高齢化の進展が緩慢で、地方や農村では出生率が高いものの高齢化が

されている。

女性と子供の人身売買問題に対処するため、1997年に「女性と子供の人身売買」が禁止され、1998年に「取締規則」が成立した。2003年以降は、刑法の下で人身売買、被賣、被賣者保護をより効果的に実行するため、国内外で複数の協定書(MOU)が締結された。国内では政府機関と民間団体(NGO)の間の機関・団体間のMOUや北緯37度など地域間のMOUである。更に被賣者の帰還および紹介後の支援体制を固める目的で2回開催されたMOU)とタイとカンボジア(03年)とタイとラオス(06年)との間で締結されている。その他、CMS6(タイの間で人権貿易被害者の救援や支援活動に専する各国人道組織の地域協会)の合意COMMITtee(Coordinating Mekong Ministerial Initiatives against Trafficking)が04年に実現した。なお、08年に

▶しんちゅうかんそう
展開された。しかし2000年代に入ると、この隣居の紛糾の弱さや政治的分裂が顕在化し、その政治的役割への関心は薄れてしまった。とはいっても、政治や軍事は、新聞の論調や世論調査、都市部の選挙などを通じて、常に「新中間層」の政治的動向の把握に努めている。

1990年代以降のタイ「新中間層」の代表的職業には、専門職であるジャーナリストや大学教員、司法判決官、テクノカルチャーなどがあげられる。このほか、資本所有者でない被雇用者自身が犯罪者として認知されにくく、被雇用者の認定は容易ではない。現在、国際社会では人身売買の定義は、2000年に叫頭で採択された国際組織犯難防衛条約による。人身売買は、人身売買組織犯難防衛条約の第3条(人身売買の行為)によれば、手段は強制、脅迫、取引などを用いない、形態は性的な隠喩、強制労働、職器売買などであることを採用している。08年人身売買防衛法(法)は、同議定書を遵守し、批准に向けた国際法規整備として位置づけられる。(翻譯山谷)

しんちゅうかんそう 新中間層
一般的に、農業社会から資本社会への転換期にある階層構造では「中間層」(チャーン・クラーン)の職が増加し、この階層の役割や文化への関心が高まる。社会学の定義上、「中間層」は上層(資本家や知識性質の専門技術者、伝統的精英)と下層(労働者、農業労働者など)と下層(非熟练労働者、農民・雇農など)の間に位置し、商業社会に適した角的軸線や中小規模の資本を基盤に職を営む階層である。「中間層」は人別すると、非農業の都市部に居住する「中間層」と、ホワイトカラー職能ある「中間層」と、ホワイトカラーワーク、中等以上の教育機会が広がり、高等教育の労働市場が拡大したことから、1990年代の値から2006年には2.9億に伸びている(Labor Force Survey)。各年版の推計値によれば、出生から見たバングコクの「新中間層」は、隣居出身者が少なく、親世代から見ては、隣居出身者が6割を占めている。タイの新中間層の過半は、既に父世代から自洋業者や労働者としてバンコクに居住

▶しんちゅうかんそう
この対象を男性やトランsexualの被賣者支援を拡大し、外因的要因や無国籍の被賣者支援をより充実させた内容を盛り込んだ包括的な「人身売買防止および制法」が施行されている。

1990年代以降のタイ「新中間層」の代表的職業には、専門職であるジャーナリストや大学教員、司法判決官、テクノカルチャーなどがあげられる。このほか、資本所有者でない被雇用者自身が犯罪者として認知されにくく、被雇用者の認定は容易ではない。現在、国際社会では人身売買の定義は、2000年に叫頭で採択された国際組織犯難防衛条約による。人身売買は、人身売買組織犯難防衛条約の第3条(人身売買の行為)によれば、手段は強制、脅迫、取引などを用いない、形態は性的な隠喩、強制労働、職器売買などであることを採用している。08年人身売買防衛法(法)は、同議定書を遵守し、批准に向けた国際法規整備として位置づけられる。(翻譯山谷)

人身取引被害者の帰国後のエンパワーメント 支援アプローチ

— タイの当事者組織の活動分析から —

齋藤百合子

要旨

人身取引被害者が帰国後どのような課題に直面し、どのように生活を再建しているのか——という社会的統合に関する研究は多くない。本稿は、国境を越えて人身取引された経験をもつ当事者が中心となって設立されたタイヒネバールの当事者自助グループの「タイ一日移住女性ネットワーク（SEPOW）」の活動を「シャクティ・サムハ（SS）」の活動と比較検討しながら、とくに人身取引被害者との帰国後の課題について分析する。そして從来提唱されている、非当事者から被害者を客体化して見る「被害者中心の支援アプローチ 3R（救済、リハビリテーション、再統合）」ではなく、当事者が主体とする新たな支援アプローチ（ふりかえり・敬意、生活再建、関係性の変化）によるエンパワーメントを提倡する。

キーワード：人身取引、被害者支援、当事者組織、エンパワーメント、SEPOW、タイ

取引の拘束から「救出Rescue」し、そこで受けた心身のダメージを「リハビリテーションRehabilitation」し、被害者が所属する（社会）で生活再建を果たして「再統合Reintegration」させることを目指す。3Rアプローチとは、3Rを基本とした人身取引被害者を中心の人身取引対策をいう。しかし、3Rほども被害者個人の姿容もしくは回復を期待した支援を表す用語であり、社会関係の姿容を辿るものではない。
 人身取引課題は、2000年に国連が「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（略称国際組織犯罪防止条約人取引議定書）」（以下、「人身取引議定書」）を採択してから急速、に国際的かつ高度な政治課題および開発課題として取り扱われるようになってきた。人身取引を廃止していくための取組みは、3つのPが頭文字につく冒頭（訴追Prosecution、被害者の保護Protection、防止Prevention）で端的に表されている。近年はパートナーシップPartnership²や政策Policy³を入れて、4Pを骨子と考える機関もある。しかし、3Pアプローチは依然に重点を置いている（prosecution-oriented）との批判から、被害者支援を中心とする3Rアプローチ（救出Rescue、被害回復Rehabilitation、再統合Reintegration）が提唱されるようになった。3Rとは、人身が変しない限り、社会の中で脆弱な立場に置かれる

二三十一 開放

人々が人身取引の対象となる危険性は残存する。
人身取引を絶へた3P対策は、犯罪としての人
身取引を厳しく取り締まる「摘癪」、また犯罪被害者
個人の救済と保護と帰國後の個人的支援を講じる「保
護」、出入国管理を強化したり、一般社会に向けた人
身取引の啓発を行う「防止」など、これらをさらにつな
ぎ、しかしながら、いかにも強引な対応となつてゐる。しかし眞摯に
化・充実化することが求められている。それだけなく、元人
身取引を絶するならば、それだけではなく、元人
身取引被害者のエンパワーメントを支援し、元被害に
遭った当事者の声を取り入れる人身取引の「防止」対
策や人身取引の被害者となりうるリスクの高い人々の
脆弱性の除去に向けた3Rをさらに深化させた対策が
必要なではないだらうか。

本論は、被験者を中心の人身取引対策の3Rは、被害者中心としながらも、支援者や支援機関からのまなざしで被害者を見る、もたらすものであり、被害者もしくは元被害者の当事者まなざしは視点からかけ離れているのではないか、との問い合わせから、日本で人身取引に遭った女性たちが中心となって2001年にタイ国チエンライ県で設立されたタイ－日移住女性ネットワーク Self Empowerment Program of Migrant Women (以下、SEPOM) という当事者組織を取りあげることによって、より当事者のアリティに近づいた、具体的な人取引対策、とくに帰国後の支援を考察するものである。

なお、本講はとくに日本ヒタイの間の人取引に限る考察を行うため、主要分析はSEPOLMであるが、1996年にネバールに設立された、インドで人取引を行う当事者による組織シャクティ・サム・シャルティ・サンニヤ（以下、SS）を加えて事例分析を行った。その理由は「当事者が言うこと、行うことはすべてPOPMの活動を事例としてより客観的に分析するためである。さらにはSSの活動事例からも、帰国後の元寄付者支援に寄与することが可能な側面を導きださなければならないと考えたからである。

圧および内的抑圧によってステイグマを追つて無力化されが本來潜在的にもつている力を取り戻すことの主体性と他者との関係性を回復し、個人レベルにおける社会レベルの変化をもたらすこと」〔齋藤 2004:54〕。また、分析の基となるエンパワーメントを達成するための構成要素は基本的に佐藤の分析に依拠する。

の変化を受容し支援的環境整備を図る。RELATIONSHIPが重要であるとの議論を述べた。

ここで、本稿における筆者の立場を述べる。筆者は、SEPOMのアドバイザーを設立時から現在に至るまで務めている。SEPOMが設立される要機会となつた国際移住懇談（以下、IOM）パンコク事務所の“Follow-up Research on Women with Experience of Working in Japan”調査⁴⁾（以下、IOM調査）コンサルタントとして関わったことがきっかけである。しかし、本稿執筆時に開かれたことは、SEPOMに関与者としてではなく、SEPOMにおいては、SEPOMを事例として取り上げて公開している資料からSEPOMを事例として取り上げて

また、SEPOM¹⁾は、女性の人身取引に反対する目的である。また、SEPOM¹⁾は、女性の人身取引に反対する目
で、バンコクに本部を置いて国際的ネットワークを展開している Global Alliance Against Traffick in Women (以下、GAATW) のメンバーでもある。同じく GAATW のメンバーで、GAATW 支援のもとで、相互に交流している。SEPOM の報告書には、SEPOM メンバー機
関名がハールの SS を訪問し、組織や活動内容について示唆に富んだ活動見学を行ったことが記されて
いる。今回の分析のための資料は SS のホームページ
である。SS が発行した文獻²⁾からものもある。
である。

2. 先行研究の知見と本研究の位置

2.1. 人身取引対策の批判的検討

2000 年に国連が「国際的な組織犯罪の防止に關

引議定書採択以来の国際機関や各国民政府、そしてNGOまでもが、被害者の「人権」に配慮しているところ、ながらも当事者のアリティから離れたところで、プロジェクト遂行のために巨額の資金が動いており、当事者は恩恵を受けないところか、自由な移動の規制など二次被害を受けているのではないか、と2000年以降進められた国際社会や各国の人身取引対策を、自己批判も含めて厳しく批判している〔GAATW 2007.viii〕。

て、勧誘および移送の手続を用いて授受し押取する一連の行為であり、第3条(1)で事前に押取されることがわかつたとしても仕事の内容や架空の借金返済条件に偽りや悪い条件を引き受けざるをえない状況における強制が発生すれば、それは人取りと定義される」と解釈している〔米田 2004:77〕。

しかし、人身取引という2000年以降の造語を使用する場合、潜在的に人取り被害者とは「現在もしくは近い過去に被害を受けていた人」と限定されたニユансがあり、過去の被害者は排除される傾向にある。どのような要件を満たせば人身取り被害者と認知され、必要な支援を受けることができるのかについては、IOMの「人取り被害者支援のためのIOMハンドブック」の第2章で「人身取り被害者の認定作業（要件審査）」でも過去の被害者についての直接的な言及ではなく、「要件審査は完璧なものでない」と限界も示している〔IOM 2009:18〕。しかし「支援委託されてきた被害者が、支援提供団体に紹介されてくる直前までどこで押取されていたかは、常に重要な指標のひとつである」とし、「それは常に人身取引が行われていたことをうががわせる強力な指標となるう」とあり、対象とする被害者は「直前まで人身取引要件に相当する押取があつた人」と略に示している〔IOM 2009:29〕。

一方で、IOMの研究誌「International Migration 特別号」(2005年)では、人身取り被害者の認定など人身取引に関する調査研究手法の再検討を特集している。その中のTydum & Brunovsks論文は、これまで不可視化されていた潜在的な被害者の存在を、これまで監視

引議定書採択以来の国際機関や各國政府、そして

2. 人身取引被害者認知に関する課題
人身取引に関する先行研究において、重要な議論が展開されているのは、被害者の認知をめぐるテーマである。米田は、人身取引禁止規定書が人身取引の定義である。第3条(a)における行為を挙げ、「押取の目的をもつて、自己批判も含めて厳しく批判している〔GAATT 2007.viii〕。

て、勧誘および移送の手段を用いて授受し押取することを連の行為であり、第3条(b)で事前に押取されることがわかつていたとしても仕事の内容や架空の借金返済に条件に偽りや悪い条件を引き受けざるをえない状況における強制が発生すれば、それは人身取引と定義される」と解釈している〔米田2004:77〕。

しかし、人身取引という2000年以降の造語を使用する場合、潜在的に被害を受けた人」と定義されたニユンクンスがあり、過去の被害者は排除される傾向にある。どのような要件を満たせば人身取引被害者と認知され、必要な支援を受けることができるのかについては、IOMの「人身取引被害者支援のためのIOMハンドブック」の第2章で「人身取引被害者の認定作業（要件審査）」でも過去の被害者についての直接的な言及ではなく、「要件審査プロセスは完全なものでない」と限界も示している〔IOM 2009:18〕。しかし「支援委託」によってこれまでに押取されていた被害者が、支援提供団体に紹介されてくる前まではどこで押取されていたかは、常に重要な指標のひとつである」とし、「それは常に人身取引が行われていたことをうかがわせる強力な指標となるう」とあり対象とする被害者は「直前まで人身取引要件に相当する押取があつた人」と常に示している〔IOM 2009:29〕。

一方で、IOMの研究誌『International Migration特刊号』(2005年)では、人身取引被害者の認定など人身取引に関する調査研究手法の再検討を特集している。その中のTydum & Brunovskis論文は、これまで不可收拾化されていた潜在的な被害者の存在を、これまで難扱

国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取扱い

引を防止し、抑止し及び懲罰するための「人見買」に代表されるように、日本の歴史の中に散見される人見買事象に関する研究〔牧 1971〕か、日本から外国に入身先買されていた「からゆきさん」に関する研究〔倉橋 2000〕や隨筆などが中心だった〔森崎 1976〕。1980年代以降の、東南アジア諸国から日本への人見買被害が増えた以降の研究は、日本で人身売買されたタイ人女性に関するヒューマン・ライツ・ウォッチの調査報告書〔HRW 2000〕など「おもにジャーナリスマや移住女性の支援の現場からの問題提起を目的として書かれたものが多かった」〔福澤 2005: 1〕。

批准のための調整を行うようになつた頃から人身取引書、
対策の国際的な関心が高まり、とくに英文での資料は
国連機関や国際機関や国際NGOを中心に行き書き、
調査報告書、研究論文など百花錦乱である。

こうした国際社会の流れを受けて日本政府も2004年12月に人身取引対策行動計画を発表し、加害者の訴追や被害者の保護、国際協力などの指針を定めた。日本政府の人身取引対策に対し、民間ネットワーク組織である人児買賣禁止ネットワーク（以下、JNATIP）は実証的な調査により、人身取引被害者支援においてこれまでの民間の役割が減少して公的機関の役割が増したにも関わらず、人身取引を禁止し、被害者保護の根柢となる包括的な人身取引被害者保護法などの法的根柢が欠如していること、人身取引被害者の背景や習慣など多文化や異文化に配慮した対応について十分な研修や理解が不足していることを指摘した。そのうえで被害者の言語保障や医療支援の不備、そして被害者の意志が輕視された対策であると批判した【JNATIP 2007:53-55】。

2000年以前の人身取引対策は、資金事情が常に厳しかしながらも被害者に寄り添った主にNGOなど民間団体による丁寧な保護や支援中心ではなくなり、2000年以降の人身取引課題は現場とは離れた国際組織犯罪対策の重要なアジェンダとして、国際社会の中の高度な政治的な課題となつていることをPiperも批判している【Piper 2005:202】。

さらに、GAATWも2007年に出版した著書「Collateral Damage（二次被害）」の中でも、2000年の人身取

◎ 關學

する。〔佐藤2005:9〕。本には、ミクロ（個人・家庭）、社会、地方行政レベル）、3層の変ニシアタイプ）3層の変化を分析する。そして、帰因分析では当事者と非当事者が何を振り返り自己尊厳（セイケン）を築くか、当事者は生活評議をして、自分たる性質を変化するか、関係性を変化するか、などを分析する。

①当事者の元、支援的環境整備による危険性は残存する。
性の変化・犯罪としての人
権の③の関係性の変化分
析、メソ（中間組織、社
会）、マクロ（政策、国際社会
）を加えてそれぞれのレ
ンジを算出する。
国後の元人身取引被害者
の元人身取引被害者
マクロ（政策、国際社会
）を算出する。
互のエンパワーメントを
ち①被害当事者が自己の
ルフエスティーム）を取
尊重するRespect
専門家を尊重するRespect
を開発促進し、生活再建
建を支援するRebuild liv
により持続発展可能な生
活へ自取引対策の3Rは、被害

の変化を受容し支援助の重要性があり、被害者もSIEPOMのアドバイザーが務めている。SIEPOMが移住機関（以下、IOM）Research on Women with Migrant Women Program of Migrant Women Project at the Thailand Institute of Migration Studies（以下、TIMS）によって2001年にタイ国に近づいた、具体的にアリティに近づいた、実際に帰国後の支援を考察するも、本とタイの間の人身取引に関する主要な分析はSIEPOMであるが、これまでされた、インドで人身取引被虐組織シャクティ・サムハラ（SS）を加えて事例分析を行う。言うこと、行うことはすべて正しい。SIEPOMは上主義に陥ることを防ぎ、SIEPOMはより客観的に分析するため活動事例からも、帰国後の元被虐女性を導きだせたからである。

トワーメントの定義は、「外的抑止でステイダムを追って無力化もつている力を取り戻すことで、性を回復し、個人レベルおよび社会的なエンパワーメントを達成する」こと〔齋藤2004:54〕とされ、佐藤は基本的には佐藤の分析に依拠して、

2.1. 人身取扱機関からのまなざしと見方であり、被害者も視点からかけ離れたこととの違いから、日本で人身取扱機関などとなって2001年にタイ国に近づいた、実際に帰国後の支援を考察するも、本とタイの間の人身取引に関する主要な分析はSIEPOMであるが、これまでされた、インドで人身取引被虐組織シャクティ・サムハラ（SS）を加えて事例分析を行う。言うこと、行うことはすべて正しい。SIEPOMは上主義に陥ることを防ぎ、SIEPOMはより客観的に分析するため活動事例からも、帰国後の元被虐女性を導きだせたからである。

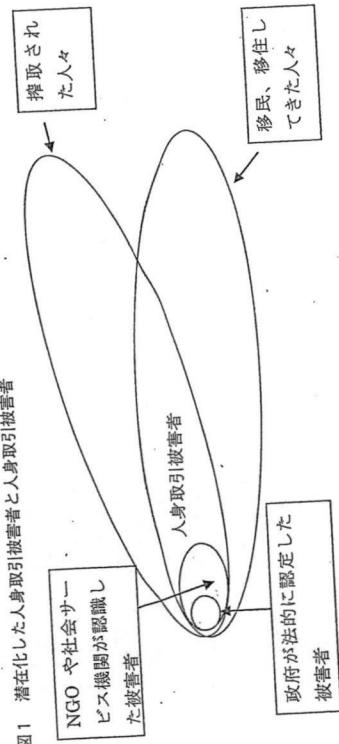
トワーメントの定義は、「外的抑止でステイダムを追って無力化もつている力を取り戻すことで、性を回復し、個人レベルおよび社会的なエンパワーメントを達成する」こと〔齋藤2004:54〕とされ、佐藤は基本的には佐藤の分析に依拠して、

1

人々が「人取引の対象」と
「人取引」を絶にするに向け
身取引を厳しく取り締
個人の教養と保護と帰化・充実化することが
出入国管理を強化
身取引の警戒を行ふ
身取引被害者のエンパ
遭った当事者の声を取
策や人取引の被害者
脆弱性の除去に向けた
必要な

本論は、後半でやむ
者中心としながらも、
して被害者を見る、作
しくは元被害者の当事
れているのではないか
引に遭った女性たち
チエンライ県で設立
ワーク Self Empower
(以下、SEPOM) と
によつて、より当事
的な人取引対策、
のである。

図1 潜在化した人身取引被害者と人身取引被害者



2.3. 被害当事者のアリティ：エージェンシーとして
の日本への移住労働
していった調査研究での認定手法とともに批判的に検討
して、過去・現在の不可視状態・潜在的被害者の存在を
実際、移住労働の意志を持って渡航した日本へ入身
取引被害に遭ってしまったとしても、被害者は「日本
帰り」という事実が出身地域での家族、親族からエー
ジエンシーとしての過大な成果、具体的には経済力を
の克服への家族や社会の期待は、女性の責任感が強ければ強いほど、女性たちをさらに脆弱な状態に追い込
む可能性も否定できない。

親の将来のよりよい生活（well-being）を実現させる
など自分自身の利益ではなく、親や家族など他の者の危
機を回避し、福利を向上させる希望や目的をもつて国
外での移住労働を決意した女性が多いことがわかった

UNATIP/P-GENS 2005:46-48]。
アマルティア・センは、「自分自身の福祉の
アマルティア・センは、「自分自身の福祉の
追求以外の目標や価値を持つことができる」存在であ
るとし、福祉の追求は自分自身のための行為と、自分
以外の他の者の福祉追求の行為を区別して、後者をエー
ジエンシーと呼んでいる〔セン 1999:85〕。本稿で取り
上げる、移住労働の過程で人取引の被害に遭ってし
まつた女性たちも、自分以外の福祉・福利向上目的で
国際移住労働というリスクに飛び込んでいたのでエー
ジエンシーと呼ぶことができるだろう。

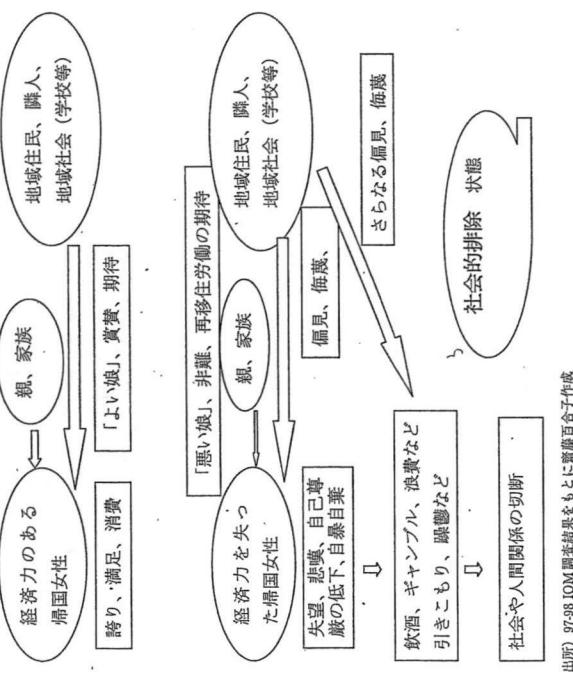
しかし、この場合のエージェンシーは、自らの努力
と自身の労働力によって自己と家族の福利を実現する
ものだと考える、社会福祉や社会保障の概念が希薄
だった前近代社会の文化的規範を反映するものでもあ
る。親や家族のために自己犠牲という観念のエージェ
ンシーと公的扶助に依存しない自助努力による困難

が求められる。帰國後、家族のために家を新築したり、
あるいは自分のアイデンティティが揺らぎ、自己尊厳が
喪失する傾向にある〔齋藤 2004:71〕。図2は、IOM調
査からわかった、経済力を失った時の当事者の海外
と地域社会の偏見が社会的排除につながることを示す
図式化したものである。

帰国後の元人取引被害女性たちは外国で同じよう
なつらい経験をしていたとしても、帰国後に互いに話
ができるような場所や機会は、とくに家族や親族が近
い距離にいるタイの農村ではなく、SEPOmのような
当事者が集う場所が求められていた。

日本に連れてこられた約束が違っていた。1970年代は、買春觀
光旅行に対する批判の裏側で、東南アジアのフィリビ
ンという記事が掲載されていた。1970年代は、買春觀
光旅行に対する批判の裏側で、東南アジアのフィリビ
ンという記事が掲載されていた。

図2 日本から帰国した女性と家族、地域社会との関係



出所) 97-98 IOM調査結果をもとに筆者百合子作成

3. 当事者のエンパワーメント支援活動：タイのSEPOmとネパールのSS

3.2. 週刊誌から見る日本におけるタイ人の人取引
対象とした人取引

1980年代以降は、国籍を問わず緊急保護を必要と

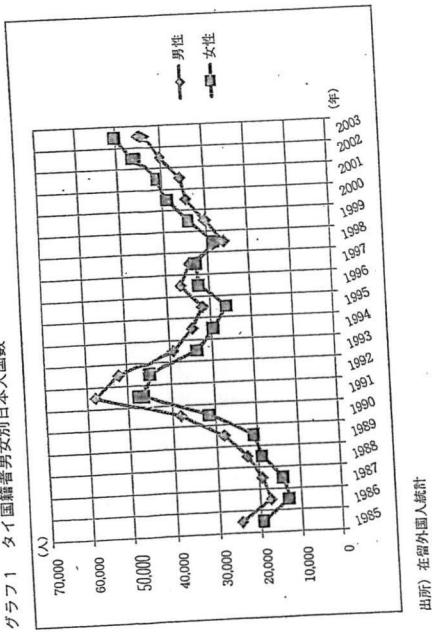
する女性を受け入れる民間シェルター「女性の家
HELP」(以下、HELP)と「女性の家サーラ」(以下、
サーラ)の報告により、タイ人女性入所者が急増したこ

とが報告されている。数年の準備期間¹⁰を経て1986年に開設したHELPでは、1988年からはタイ人女性が急
増した。開設から1996年までの10年間の入所者総数
2493人、うち75%が外国人籍で人取引被害者だった
と当時のダイレクターだった東海林 2006:106]。

一方、1992年に外国人女性のための緊急一時避難施
設を開設した女性の家サーラ(以下、サーラ)は、

10年史「女性の家サーラ 10年のあゆみ 外国籍女性
への暴力の実態」で、1992年9月の設立から10年後、
2002年9月までの10年間に446人の女性を一時保護
し「サーラー 2002:10」、うち人身売買被害に遭った
女性183名の国籍はタイ人が171人(93.4%)と圧倒的

グラフ1 タイ国籍者男女別日本入国数



に多いことを報告している¹⁰。[NATIP 2005:79]。とくに設立直後の1992年9月から12月までの間に40人、1993年には70人の人身取引被害者がサーラーのシェルターに受到し、その帰国支援をこなす様子はさながら「帰國支援の野戦病院」のようだったと代表の三木は記している。「サーラー 2002:3」。

1990年代前半は、男女ともにタイ人の入国は1980年代後半に比べると急増していた。人身取引で移送されたタイ女性たちは、日本入国を手配するプローカーによつて陸路や海路でシンガポールやマレーシアを経由し、そこでプローカーにシンガポールやマレーシアを経由して他の国籍者のバスポートを持たされて日本に国籍者の偽造・変造バスポートをもつた。[サーラー 2002:11、JNATIP/F-GENS 2005:74、HRW 2000:69-74]。グラフ1は再入国者を含むタイ国籍者の男女別日本入国数である。1990年から1992年にかけて男女共、日本入国第一次ピークで、男性の入国数が女性を上回っているが、この時期他の国籍者のバスポートを持たされて入国したタイ人女性も少なくないことから、シンガポールもしくはマレーシア国籍者としてカウントされていることもあり、実際数はさらに増えていると推察できる。

1980年代後半から1990年代前半に日本入国のタイ人女性は急増し、その中の多くの女性がスナック等で強制売春や強制的かつ掠取的な労働が課せられていたと見られる。スナックなど現場での中間管理職である「ママ」の国籍は、タイ人、台湾人、シンガポール人

と多国籍化しており、抑圧の強い管理から逃れられたために殺人事件¹¹が発生したと見られる。

3.2. 団体概要と活動内容

表1と表2は、SEPOMとSSの団体概要と活動内容である。人身取引被害当事者の組織といふ点では共通しているが、以下のような特徴的な相違点もいくつかある。

(1) SEPOMは移住労働の中の人身取引という概念を表現しているが、SSでは人身取引サバイバーと自身を強く見られない。

(2) 女性たちの帰還先が、SEPOMは家族や親族が居住する農村であるのにに対し、SSは帰国しても村での偏見が強く帰還できなため家族や親族から離れた都市となる。SSの活動地では、家族や親族、血縁のし市となる。が、(させられてきたのか、(させられてきたのか、従事した仕事の内容が原因となつて女性たちに厳しい偏見のまなざしが向けられるからだと思われる。

(3) 上位目標と中位目標、そして目的では、SSの方が「権利」、「意識啓発」への言及が多い。それはネバールでは若い女性が外国（インド）から帰国しただけで、どんな仕事をしてきたのか（させられてきたのか）従事した仕事の内容が原因となつて女性たちに厳しい偏見のまなざしが向かれるからだと思われる。

一方、SEPOMでは帰国女性に経済力があるうちは、表面では差別や偏見は表現しない。そのため、「人身取引」よりも「女性が家族のために自

表1 SEPOMとSSの団体概要

1. 名称	タイ - 日移住女性ネットワーク SEPM	シャクティ・サムハ SS
2. 設立 所在地	2001年 タイ王国チェンライ県チェンライ市 (北部の県の県庁所在地)	1996年 ネパール国カトマンドゥ (首都)
人身取引被害当事者の 呼び名	人身取引被害者（日本から帰国した）女性たち	サバイバー
3-1. 団体の目標 (上位目標)	エンパワーされた女性たちが活動を自主運営して いけること	人身取引および女性に対する暴力の廃絶
3-2. 中位目標	エンパワーのための自己犠牲という価値観を地域で再考する ②人身取引サバイバーの経済的、精神的なサポート 環境作り	機会均等、エンパワーメント
4. 目的	①女性は家族のために自己犠牲という価値観を地 域で再考する ②人身取引サバイバーのよりよい労働 環境作り ③国内NGO、行政、法律家と日本のNGOなどとの ネットワーク構築 ④タイ・ジャバニーズ・チルドレン（TJC）支援 (子の国籍取得支援)	①人身取引サバイバーの人生取引における暴力の廃絶 ②人身取引サバイバーの経済的、精神的なサポート ③自己尊重しながら地域でサバイバーが生活できる ような意識啓發 ④人身取引の危険を認識し、サバイバーへの態度の 変容のための意識啓發 ⑤セクハラと韓族との自由のある生活ができるようサバイ バーの組織化をはかる
5. 対象者	日本に移住の過程で人身取引被害経験があるチ ェンライ県内の女性およびその子ども	人身取引サバイバーおよびスマート工場 で働くリスクの高い女性など子ども、思春期の少女
6. 情報公開・広報	寄付者など限定された人に報告書等を送付。Web 公開なし。 ニュースレター発行、年間報告書あり。	Webあり。情報公開している。 独自のビデオ制作 調査協力した研究の出版 被験者支援マニュアルの作成
7. 財源	寄付、助成金（国内外政府、外国助成機関など）、 古着販売など	寄付、助成金（国内外政府、文房具店） している
8. 公的な団体登録	している	明確（web上では）
9. 組織構成	不明確（非公開）	

表2 SEPOMとSSの活動内容

1. 活動内容	セラフ・ヘルプ・グループ・グラント セラフや主体性形成を促すもの	①トレーニング（キャバティビリティンガ、リーダーシップ） ②事務局マネジメント ③インターネットマネジメント（メンバー間に話す）
2-1. 活動内容	当事者参加型アクションリサーチ実施 能力開発（SEPMとSSメンバーが被益するもの）	①当事者参加型アクションリサーチ実施 ②職業支援（職業見学、実習） ③演劇手法による表現を学ぶ →ワークショップ等で表現
2-2. 活動内容	①アクションプランによる活動紹介 ②定期少額寄付サービス（非シェルター） ③HIV/AIDS基金、家庭訪問 ④フォローアップ ⑤職業支援（職業見学、実習） ⑥貯蓄、融資事業 ⑦TJC支援（授業金、国籍、日本語学習など）	①トランクルーム（文房具店） ②シェルター（ヤギ洞窟、小売店、美容室） ③職業技術支援（美容師、電気修理、事務職） ④ビデオ撮影、編集技術→ビデオ制作→社会啓発活 動に有益
3. 活動内容	①法的支援（子の国籍取得） ②ネットワーキング（国内外）	①総会の開催、宣言の採択・発信 ②アドボカシー、ロビー活動 ③ネットワーキング（国内外）

出所) SEPOM [2004]、シャクティ・サムハAnnual Report [2004] より、新百合子作成

己犠牲を払うのは当たり前」など、とくに農村地域における女性に対する考え方の参考を求めることが、「よりよい移住労働環境づくり」の他、女性たちの子どもに対する支援も活動目的としている。

④組織は、Webで見る限りSSが、代表と執行部とそプロダクトをこなしながら、自らが外部者となって対象者に働きかけていく必要がある。また、変革（変化）が予想される社会関係は、ミクロの場面では当事者やその家族、メンソの場面では学校、地域社会、市場など、マクロでは政策を担う政府機関や国際機関、国連機関が外部者となってエンパワーメントプロジェクトに入所していくべきである。現実には、当事者をめぐる外部者や社会関係を構成する人々は、図3は、図4開発は、今後改善が望まれる箇所だろう。

- 3.3.活動内容比較
- 活動内容は、それぞれの組織の呼び名や紹介方法によって分類の仕方などが違うため、本章では原則的に佐藤の「エンパワーメントの3要素と外部者の働きかけ」概念による分類に沿って分類、整理した（図3）。佐藤によるエンパワーメントの3要素とは、以下である。
 ②③が相互に作用しあいながら、エンパワーメントが達成されることを国式化している。
- ①当事者の「気づき、主体的欲求」（心理的変化）
 ②外部者（ドナー、政策当局者）の機会付与による当事者の「能力開発／能力開花」
 ③関係性の変化／能力を活用する場（得られた／付与された）能力は、社会的制約があるためにそれがだけではなく十分に機能することは限らないので、外
- 部者はこの能力を發揮しやすいような社会環境づけ

くりを働きかける）【佐藤 2005:8-9】

佐藤の分類により②の外部者は、（政府）開発援助者という外部者によるエンパワーメントプログラムへの介入を想定していると推察される。しかし、当事者組織でのエンパワーメントプログラムは、自ら立案して対象者に働きかけていく必要がある。また、変革（変化）が予想される社会関係は、ミクロの場面では当事者やその家族、メンソの場面では学校、地域社会、市場など、マクロでは政策を担う政府機関や国際機関、国連機関が外部者となってエンパワーメントプロジェクトに入所していくべきである。現実には、当事者をめぐる外部者や社会関係を構成する人々は、図3は、図4開発は、今後改善が望まれる箇所だろう。

3.3.1 活動内容の比較分析

SSの活動内容は次の4点である。1)サポート職業見学や融資事業を通じて技術的、資金的な職業支援をしている点である（農業主導型のSEPOM¹⁰）と小売・美容室などの店舗経営に分けた。

3.3.2 活動の相違点

次にSEPOMとSSの活動の相違点をあげる。

①SEPOMの特徴的なプログラム

②SSの特徴的なプログラム

③当事者・対象者

④能力付与・訓練

⑤セラフ・ヘルプ・グループ

⑥セラフ・ヘルプ・グループ

⑦セラフ・ヘルプ・グループ

⑧セラフ・ヘルプ・グループ

⑨セラフ・ヘルプ・グループ

⑩セラフ・ヘルプ・グループ

⑪セラフ・ヘルプ・グループ

⑫セラフ・ヘルプ・グループ

⑬セラフ・ヘルプ・グループ

⑭セラフ・ヘルプ・グループ

⑮セラフ・ヘルプ・グループ

⑯セラフ・ヘルプ・グループ

⑰セラフ・ヘルプ・グループ

⑱セラフ・ヘルプ・グループ

⑲セラフ・ヘルプ・グループ

⑳セラフ・ヘルプ・グループ

㉑セラフ・ヘルプ・グループ

㉒セラフ・ヘルプ・グループ

㉓セラフ・ヘルプ・グループ

㉔セラフ・ヘルプ・グループ

㉕セラフ・ヘルプ・グループ

㉖セラフ・ヘルプ・グループ

㉗セラフ・ヘルプ・グループ

㉘セラフ・ヘルプ・グループ

㉙セラフ・ヘルプ・グループ

㉚セラフ・ヘルプ・グループ

㉛セラフ・ヘルプ・グループ

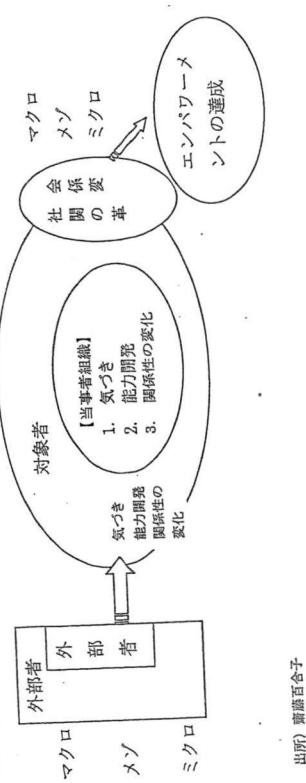
㉜セラフ・ヘルプ・グループ

㉝セラフ・ヘルプ・グループ

㉞セラフ・ヘルプ・グループ

㉟セラフ・ヘルプ・グループ

図4 関与者の多層性



的に佐藤の分析に依拠し、①当事者の気づきと主体性形成、②能力開発、③関係性の変化・支援的環境整備とした「佐藤 2005:9」。

(1)個人とその家族（ミクロ）レベルと当事者組織の活動

SEPOLとSSどちらも、当事者の精神的な部分である心のケアに重きをおいたプログラムを置いていますが、それは全体からみれば大きな比重を占めない。それより、メンバーと一緒に活動を進める中で、コミュニケーションや信頼関係の醸成や小さな達成感を重ねることが重視され、それらが主体性形成を促す結果となっています。

また当事者組織のそれぞれの能力開発のプログラムは、当事者を対象しながら、当事者を通じて対象者にも普及が可能であり、それによって関係性が変化したり、融資を受けて研修で得た職業技術を実践に移すことなどが可能となっている。

SEPOLの場合③のミクロ（個人・家族）の関係性の変化は、妻が夫の知らないところでいろいろな人たちと話をすることを快く思わない夫もいたそうだが、2009年のILOプロジェクトが終わった時点での振り返りでは「家族の協力をどんどん得やすくなつた」[SEPOL 2009:7]とのコメントが記述されるようになつた。

(2) 中間組織、学校、地域社会、地方行政などミズベル

SEPOLもSSも活動が軌道にのり、知名度が上がつてくるようになると福祉事務所、職業訓練所などさまざまな地方行政機関とも関係をとれるようになります。しかし、SEPOLのDさんの子どもYさんはDNA鑑定が済んでいないため、DNA費用かかるべき時間がかかる。

出所) SEPOL [2004] より實籠百合子作成

2007年開催)では、10歳から85歳の人身取引サバイバーが参加し、地域連合の設立、国内人身取引の告発などが話され、メディア、政府関係者などからも高い关心と今後の協力を受けた。このことは、サバイバーは孤立しておらず、国内の関係機関との関係が深まつたことを確認した、とホームページでの第2回入身取引サバイバー会議を報告している。

役立つ[SS annual report 2004:8]。思春期の少女たち（ハイリスクの子どもたち）への人身取引防止のための活動では、大都市や外国人の人身取引を理解した思春期の少女たちに人に取引いや女性に対する暴力の実態、また実際にプローカーに誘われてしまつたときの対処方法を、ゲーム等で伝えたり、トレーニングをしたりしている。そしてこの問題を理解した思春期の少女たちは、こうした情報を高校などで話している。SSメンバーが外部者となり、人身取引のリスクの高い少女たちに対する能力付与となり、少女たちの態度に他者に伝えようとする行動の変容を見ることができる[SS annual report 2004:3-5]。

SEPOLとSSの活動内容の分析から、分析の基本となるエンパワーメントを達成するため構成要素は基本的なアシオウチ（現ヒューマン・ライツ・ウォッチ、本部ニューヨーク）による日本における

組織の経営、資金、相互交流の面では前述のGAATWやILOのように国際NGOや国際機関の支援が部分的に行われ、当事者組織のスタッフのキャバシティビルディング形成に貢献している。

SEPOLとSSの活動分析から、元人身取引被害者の帰国後の支援にはエンパワーメントを可能とする支援的政策環境の社会的条件を示す次の4要因をあげることができます。①被害当事者が自己が持っている能力に気づき、自己尊厳を取り戻すReflection、②当事者は当事者の尊厳を尊重するRespect、③融資や職業支援での能力を開發促進し、生活再建を果たすRebuild lives（非当事者は生活再建を支援する）、④行政や地域社会の人々と関係性を変化することにより持続発展可能な生活を築く（非当事者は関係性の変化を受容し支援的環境整備をする）Reform relationshipである。

本稿で残った課題は、当事者組織が活動する範囲と元人身取引被害者が発生した国の政府の人身取引に対する政策との関係である。政策は、当事者組織のエンパワーメントを人身取引の防止に活用することを視野にいれていますのか、また当事者組織は政策を意識したアドボカシー活動をしているのかどうかは、今後検討すべき課題である。

（注）

1) 外務省訳による。外務省ホームページ。
http://www.mofa.go.jp/hojoi/galko/treaty/62_1.html

2) 国際移住機関(IOM)は、partnership（パートナーシップ）を含んで4Pとしている。警察庁コンタクトポイント会議による国際移住機関による発表資料により。2009年7月28日東京で開催。

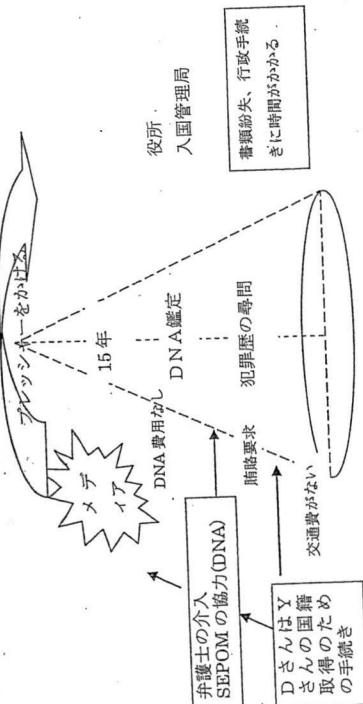
3) 国際協力（JICA）の田中は、Policy（政策）を含んで4Pとしている[田中 2008:25]。

4) このIOM調査は1997年7月から1998年1月まで、メコンスタディセンター（以下、MSC）の協力による国籍取得の際の地方公務員のように、日本から帰国した女性には賄賂を要求するなどの態度の変容が望まれる部分でもある。地域社会の「お金があるときはちゃんとやはし、貧しくなると差別と偏見が向きだしになる」ような洋民主義の参考や是正に関するアプローチはこれからである。SSでは、外の世界に対するあこがれが強くなる思春期の頃にゲームやスピーチコンテストなどで高校生に向けたお話をができるが、SEPOLでは中等教育、高等教養課程の子どもたちに対するアプローチは消極的である。

（3）マクロの影響

SEPOLもSSも当事者を中心の組織としながら、ウオッチ、本部ニューヨーク）による日本における

図5 Yさんのタイ国籍取得事例——なぜ15年の時間を要したのか



出所) SEPOL [2004] より實籠百合子作成

取されているほか貧しい人々の象徴でもある。その中の人々は家族を支えるため、もしくは生き延びるために危険を引き受けたのである」と人身売買が実施された経験から、日本で人身取引被害に遭つた後の現況と課題を探る目的で調査を企画した。

このIOM調査はチエンライ県とパヤオ県それぞの地域で女性や子どもの支援活動を実践して二人のリサーチャーと共に54人の日本から帰国した女性たちの聞き取り調査を実施した。被調査者とリサーチャー（日本人とタイ人）の信頼関係が構築された上で実施された深いインタビューは、数名の被調査者にこれまでの経験をぶらかえる機会を提供し、その後SEPOM設立の準備という行為につながった国際移住機関（IOM）による同調査報告書は“*To Japan and Back Thai women recount their experiences in Japan*”というタイトルで1999年にジャーナル本部で出版された。

5) 「In search of IDENTITY The social and gender dimensions of the impact of Nepalese citizenship policies on lives of women」

6) Caouette & SaitoによるIOM調査 [IOM 1999] (対象者54人)、Human Rights Watchの調査による日本およびタイ（バンコク、タイ中部、タイ北部）に住む59人の調査 [HRW 2000]、如田・青山によるタイ北部のチエンライ県内の7郡に住む254人の量的調査（以下、SEPOM調査）[如田 & 青山 2007]である。これら3つの先行調査研究は、調査対象者が北部に偏っている、また調査時の被調査者が産まれた年代が1960年代から1970年代の傾向があり、1980年代以降の若い世代の被調査者が少ない、また相互の調査の被調査者が若干名であるが少ない、などのバイアスが認められるが重複している、などのバイアスが認められるが、被調査者らの家族の窮状を救うため、子どもの養育のため、新たな未来を築くため、夫など親密な関係にある人間関係の破綻から逃れるためなどさまざまな動機で、日本で一定期間働いて経済的な力を蓄えてから帰国し、生活をよりよくすることをほぼ全員が目指していた。

7) 近年、人身売買を明確な女性に対する暴力であると位置づけてその施策を探る国連女性差別撤廃委員会（以下、CEDAW）のレポートにおいても、「被害者」とされる人々の特徴のひとつとして「女性と子どもたちは暴力な被害者として一様にどうえられ取り扱われるべきではない。彼女たちは捕

取されているほかない人々の象徴でもある。そ

の中の人々は家族を支えるため、もしくは生き延びるために危険を引き受けたのである」と人身売買が実施された経験から、日本で人身取引被害に遭つた後の現況と課題を探る目的で調査を企画した。

このIOM調査はチエンライ県とパヤオ県それぞの地域で女性や子どもの支援活動を実践して二人のリサーチャーと共に54人の日本から帰国した女性たちの聞き取り調査を実施した。被調査者とリサーチャー（日本人とタイ人）の信頼関係が構築された上で実施された深いインタビューは、数名の被調査者にこれまでの経験をぶらかえる機会を提供し、その後SEPOM設立の準備という行為につながった国際移住機関（IOM）による同調査報告書は“*To Japan and Back Thai women recount their experiences in Japan*”というタイトルで1999年にジャーナル本部で出版された。

5) 「In search of IDENTITY The social and gender dimensions of the impact of Nepalese citizenship policies on lives of women」

6) Caouette & SaitoによるIOM調査 [IOM 1999] (対象者54人)、Human Rights Watchの調査による日本およびタイ（バンコク、タイ中部、タイ北部）に住む59人の調査 [HRW 2000]、如田・青山によるタイ北部のチエンライ県内の7郡に住む254人の量的調査（以下、SEPOM調査）[如田 & 青山 2007]である。これら3つの先行調査研究は、調査対象者が北部に偏っている、また調査時の被調査者が産まれた年代が1960年代から1970年代の傾向があり、1980年代以降の若い世代の被調査者が少ない、また相互の調査の被調査者が若干名であるが少ない、などのバイアスが認められるが重複している、などのバイアスが認められるが、被調査者らの家族の窮状を救うため、夫などの養育のため、新たな未来を築くため、夫など親密な関係にある人間関係の破綻から逃れるためなどさまざまな動機で、日本で一定期間働いて経済的な力を蓄えてから帰国し、生活をよりよくすることをほぼ全員が目指していた。

7) 近年、人身売買を明確な女性に対する暴力であると位置づけてその施策を探る国連女性差別撤廃委員会（以下、CEDAW）のレポートにおいても、「被害者」とされる人々の特徴のひとつとして「女性と子どもたちは暴力な被害者として一様にどうえられ取り扱われるべきではない。彼女たちは捕

索される。

- 11) 痢風会は1980年5月の全国大会にて、国籍を問わず緊急保護を求める女性と母子の保護事業「駆け込みセンターア」設立を決議した（「女性の家HELP二〇年の歩み」より）。
- 12) その中の1369人、55%はタイ人、次がフィリピン人で334人、13.4%。
- 13) 次いでフィリピン人が6人（3.3%）、コロンビア人が4人（2.2%）と続く。
- 14) 表3の事件にはそれぞれ被告であるタイ人女性らを支援するグループが発生し、事件の背景にある人身売買の問題を社会に訴えた。また外国人が被告となる刑事裁判の時の法廷通訳、拘置所での外国人への処遇や交信の規制、刑事手続につけて提示さる点である〔岡野 2005:81〕。
- 8) ただし、帰国した当事者が感じる疎外感は決して経済力の有無だけではない。日本で受けた心身の暴力の記憶や嫌な仕事をがまんしてきた抑圧が頭をもたげ「自分の経験は誰にもわかつてもらえない」と感じて引きこもつたり、不安定な気持ちを払拭するために飲酒や煙草、ギャンブルなど刹那的な享楽を求めることがある。家族のよりよい生活を望み、日本の移住労働によって果たそうとエージェンシーたらんとしていた高い志は、経済的および社会的、精神的要因によって、帰国後に挫折感、自己否定、自己尊厳の低下と内面的な社会的排除が引き起こす。
- 9) たとえば1974年9月1日付の朝日新聞は「バンコク→香港→東京 人身売買ルート タイ人女性百人が犠牲」との見出しで、「タイの踊りをすると言われてきたのにトルコ風呂●●で翻かされた」との複数のタイ人女性らの訴えによって、タイ、韓国、香港、日本の闇業者が絡む人身売買ルートの背景があり、それまでに約100人の女性がタイから日本に人身売買されていたと報じている。
- 10) フィリピン人やタイ人の人身取引の萌芽期であるが、人身取引の萌芽期ではない。20世紀に入ってから、1970年代初頭まで、新聞では日本人女性の人身売買が報じられているし、1970年代、1980年代にタイ人女性が人身取引で搾取されていた店の中間管理である、「ママ」や「チイママ」には台湾人女性や韓国人も少なくなかつたが、中国や台湾人女性など東アジア地域からの女性の移住労働や人身取引についての経緯は70年代より遡る推
- 2004:14-16]。
- 16) SEPOM調査メンバーが「セックスワーカーがHIVをもたらす」と誤った見方をされて傷ついていた女性に出会い、同基金を設けた。セックスワークをしていた女性たちは感染リスクが高いため、予防を怠らない。感染もしくはすでに死んでいた女性たちは、いずれも帰国後に夫から感染された。SEPOMの活動内容は、感染した女性や子どもの経済的支援（融資）、死に向き合つた人への慰まし、3年間に5人を支援した [SEPOM 2004:13-143]。
- 17) 一時宿泊サービス（緊急支援）緊急支援が必要な女性を一時的に支援することと、家庭内の問題などのため一時的に（緊急ではなくとも）宿泊施設を提供できる。3年間に、HIV感染者の一時生活支援、夫とのトラブル、精神的に危機的状態にある女性などが利用した。緊急支援のシェルター機能（滞在時規則、スタッフ等）の準備はなかつたため、滞在者が非常識な態度をとるとスタッフはストレスをため込んでいたため、後日、滞在の規則を作成した。
- 18) SEPOMは、3年間でチエンライ県内4郡に、合計174名のTNJを把握している。TJCの活動目的は①家族、学校、地域との連携でTJCが抱える事業を3年間で6カ月に渡り実行に出かけた。①2002年タイ中部ナコンサンラーム県の「サーリーアソーカミュニティ」の有機農業を推進しながら社会のリーダー養成を目指しているという新興宗教サンティアソーカーの農場、②2002年東部ラヨン県にある「健康の家」で、環境に優しい植物を栽培し、飲料、薬用、農業に活用し、加工品を販売している。収益を社会還元している。③2003年隣県チエンマンマイにある王室の水利施設を整備して農業を可能にしたホエホンクラーイ農業開発センター、④チエンライ県の有機農業グループ、⑤HIV感染者の職業支援プロジェクト。⑥ホワリン寺プロジェクト（チエンライ県）はHIV感染者女性と村人が縫製工場を運営し、日本向けの作務衣などを製作している職業訓練団体である [SEPOM

表3 1990年代に発生したタイ人女性が闘争した殺人事件

下巻事件 地域、1991	茂原事件 千葉、1992	新小岩事件 東京、1992	森名事件 三重、1994
3人のタイ人女性が管理層者ターゲットを殺害	5人のタイ人女性が女性たちを殺害	5人のタイ女性を管理していた台湾人「ママ」を殺害	タイ女性が強姦と監禁の末、日本人男性を殺害
350万円の「借金」強制完済、強制労働	380万円の「借金」強制完済、強制労働	350万円から400万円に「借金」引き揚げた	働く外国人女性の強姦、強姦を繰り返していた

出所：監修資料2)により斎藤百合子が作成

- 福奈奈々子 2005 「人身売買で来日する女性に向かうは親戚や祖父母に預けられ、父親からも母親からも愛情を不足していると感じる子どもは少なくない。経済的に貧窮している家庭では、子どもを預かる親類や祖父母がSEPOLMスタッフに生活費を要求することもあると言う。[SEPOM 2004:17-19]」
- 19) "SELF HELP GROUP puu ma eying chianghai" (エンライ女性のセルフ・ヘルプ・グループ) 2009 Self Empowerment Program of Migrant Women 20) Shakti Samuha ホームページ2009年10月31日アーカイブス
- http://www.shaktisamuha.org.np/events_past_detail.php?id=10
- 21) 下館事件は『買春社会日本へ、タイ人女性からの手紙』(1995 下館事件タイ三女性を支える会=編、明石書店)を参考とし、茂原事件、新小岩事件、桑名事件はそれぞれ以下の資料を参考とした。『リポート茂原事件』(hand-in-hand)、『新小岩事件 戦かれるべきはタイの女性たちではない』(1995 新小岩事件を考える会)、『桑名事件』(1995)。

- 〈参考文献〉
- Alliance Against Trafficking in Women and Children in Nepal (AATWIN) 2007 "Search of Identity: The Social and Gender Dimensions of the Impact of Nepalese Citizenship Policies on lives of Women" Alliance Against Trafficking in Women and Children in Nepal (AATWIN), Kathmandu CEDAW "Violence against and Trafficking in Women as Symptoms of Discrimination" 2005 http://www.unescap.org/estid/Gad/Publication/Discussion Papers/17/CEDAW%20Discussion%20paper%20n0%2017 %20-%20revised%20/2023%20March%202006.pdf GAATW 2007 "Collateral Damage The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World" Global Alliance Against Traffick in Women, Bangkok Huckerby Jayne 2007 "United States of America" COLLATERAL DAMAGE The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World, Global Alliance Against Traffic in Women (GAATW), Bangkok Human Rights WatchAsia (HRW) 1995 "Rape for profit Trafficking of Nepali Girls and Women to India's brothels" Human Rights Watch, New York Human Rights Watch (HRW) 2000 "Owed Justice Thai women trafficked into debt bondage in Japan" Human Rights Watch, New York
- 岡野八代 「嬉しいフェミニズム」「現代思想」 2005年9月 号 青土社 2005年
- 米田眞澄 「人身売買禁止議定書と国連人権高等弁務官による指針」「人身売買をなくすために 受入国日本の課題」 JNATIP編 明石書店 2004年
- (さいとう・ゆりこ 惠泉女学園大学助教)
- 齋藤百合子 2004 「タイ人女性の人身売買における構造的暴力克服としてのエンパワーメント—日本から帰還した被虐当事者の社会再統合の事例—」 日本福祉大学大学院国際社会開発研究科修士論文
- 齋藤百合子 2006 「人身売買とは誰か—日本政府の「人身売買」対策における被害者認知に関する課題」 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター「アジア太平洋レビュー」第3号
- 佐藤寛 2005 「援助におけるエンパワーメント概念の含意」「援助とエンパワーメント 能力開発と社会環境変化の組み合わせ」 佐藤寛編 アジア経済研究所
- SELF HELP GROUP puu ma eying chianghai" 2009 Self Empowerment Program of Migrant Women,Chiangrai (訳「チェンライ女性のセルフ・ヘルプ・グループ」) タイ語宿谷京子 1998 「アジアから来た花嫁:迎える側の論理」 明石書店
- セシ・アマルティア 1999 「不平等の再検討 潜在能力と自由」 岩波書店
- 東海林路得子 2006 「人身売買被害者の定住化で何が起きたか—1996年から2006年まで」「希望の光をいつしかけて 女性の家HELP20年」 日本キリスト教婦人矯風会 Shakti Samuha http://www.shaktisamuha.org.np/events_past_detail.php?p_id=10
- タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM) 2001 「エンパワメントをめざして移住女性問題解決のためのネットワーク作り」 ワークショップ報告書 タイ-日移住女性ネットワーク
- タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM) 2004 「SEPOM 3年をふりかえる」 2004年6月9~10日会議報告書 タイ-日移住女性ネットワーク
- 田中由美子 2008 「メコン川流域地域 (GMS) における人身取引」 DV根絶国際フォーラム第10回全国シェルターシンポジウム2007 分科会「人身売買被害者支援に向けて」 報告書 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)
- Tyldum,Guri & Brunovskis, Anette 2005 "Describing the Unobserved : Methodological Challenges in Empirical

